特定大規模施設運営事業者向け（映画館以外）協力金支給額計算シート

別紙２－１

【大規模施設等協力金（令和３年８月○○日から令和３年９月○○日要請分）】

○本シートは【特定大規模施設運営事業者向け（映画館以外）】の計算シートです。映画運営事業者、テナント事業者の方は別の計算シートを使用してください。
○本シートの計算により算出された額（「申請額」に記載された額）が申請額となります。

所在市のシートを使用してください。（市によって要請期間が異なります。）

飲食店向け時短協力金の受給有無をプルダウンから選択。受給有りの場合は原則、本協力金は申請できません。

別紙３自己利用部分面積算定シートで計算した面積を入力。（単位は自動計算。手書きの場合は単位数を計算して記載。）

・・・ 入力箇所

テナント事業者向け協力金の対象となる店舗数入力

①特定大規模施設が所在する市町村名		○○市		
②申請施設名		○○○○○○○ショッピングセンター		
③飲食店向け時短協力金の受給の有無		受給無し	(A)2,000㎡未満１単位、2,000㎡～3,000㎡未満2単位、以後、1,000㎡ごとに１単位ずつ増える。	
④自己利用部分面積（別紙３で計算した面積を入力） (A)2,000㎡未満１単位、2,000㎡～3,000㎡未満2単位、以後、1,000㎡ごとに１単位ずつ増える。		5,800㎡	5単位	（A）
⑤テナント事業者向け協力金の対象となるテナント数		9店舗	11店舗	（B） ⑤＋⑥
⑥特定百貨店店舗の数	（C）	2店舗		

⑤、⑥の合計は自動計算。手書きの場合は⑤、⑥の合計を記入してください。

特定百貨店店舗の数を入力

申請額	3,941,000円

定休日、時短なしの日がある場合はプルダウンから「○」を選択。（「○」の日はＤ以降の営業時間は空欄）

イベント実施日がある場合は「○」を選択。該当日は要請期間中の終了時刻（Ｇ）は21:00を選択

通常時の営業時間をプルダウンから選択。
・30分単位未満は切り上げ（9:15は9:30、9:45は10:00）
・24時間営業の場合は開始5:00～終了29:00（翌5時）

		協力金対象外(定休日、時短無(20時以前閉店)等)【該当○】	イベント実施日(21時までの時短)【該当○】	通常時 開始時刻（D）	通常時 終了時刻（E）	通常時 本来の営業時間（E）－（D）（F）	時短要請期間中 開始時刻(休業の場合は空欄とする)	時短要請期間中 終了時刻（G）(20:00前閉店や休業は20:00を選択)	時短要請期間中 短縮した営業時間（E）－（G）（H）	時短率（H／F）（I）	１日当たりの交付額 （1）自己利用部分面積に係る協力金	１日当たりの交付額 （2）テナント事業者把握管理に係る追加協力金	１日当たりの交付額 （3）特定百貨店店舗に係る追加協力金
8月8日	（日）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月9日	（月）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月10日	（火）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月11日	（水）	○				0:00			0:00	0.00	0	0	0
8月12日				10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月13日				10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月14日				10:00	22:00	12:00	10:00	20:00	2:00	0.17	170,000	3,740	6,800
8月15日	（日）			10:00	22:00	12:00	10:00	20:00	2:00	0.17	170,000	3,740	6,800
8月16日	（月）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月17日	（火）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月18日	（水）	○				0:00			0:00	0.00	0	0	0
8月19日	（木）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月20日	（金）			10:00	22:00	12:00	10:00	20:00	2:00	0.17	170,000	3,740	6,800
8月21日	（土）		○	10:00	22:00	12:00	10:00	21:00	1:00	0.09	90,000	1,980	3,600
8月22日	（日）			10:00	22:00	12:00	10:00	20:00	2:00	0.17	170,000	3,740	6,800
8月23日	（月）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月24日	（火）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月25日	（水）	○				0:00			0:00	0.00	0	0	0
8月26日	（木）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月27日	（金）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月28日	（土）			10:00	22:00	12:00	10:00	20:00	2:00	0.17	170,000	3,740	6,800
8月29日	（日）		○	10:00	22:00	12:00	10:00	21:00	1:00	0.09	90,000	1,980	3,600
8月30				10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
8月31				10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
9月1						0:00			0:00	0.00	0	0	0
9月2				10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
9月3				10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
9月4				10:00	22:00	12:00	10:00	20:00	2:00	0.17	170,000	3,740	6,800
9月5				10:00	22:00	12:00	10:00	20:00	2:00	0.17	170,000	3,740	6,800
9月6				10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
9月7				10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
9月8						0:00			0:00	0.00	0	0	0
9月9				10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
9月10日	（金）			10:00	21:00	11:00	10:00	20:00	1:00	0.10	100,000	2,200	4,000
9月11日	（土）			10:00	22:00	12:00	10:00	20:00	2:00	0.17	170,000	3,740	6,800
9月12日	（日）			10:00	22:00	12:00	10:00	20:00	2:00	0.17	170,000	3,740	6,800
※協力金対象外（定休日や時短無し）に「○」の日は、時間欄は全て空欄とする。 ※通常24時間営業の場合は、通常時の欄に開始5:00~終了29:00と記載。 ※時短要請期間中の終了時間が20:00より前の場合は20:00と記載。(ｲﾍﾞﾝﾄ実施「○」の日は21:00)									計		(3,710,000)	(81,620)	(148,400)
									小計 ※千円未満切り上げ		3,710,000	82,000	149,000
申請額＝（１）小計＋（２）小計＋（３）小計													3,941,000

【手書きの場合】
○入力箇所の色の部分に加え、エクセルで自動計算される以下の部分も計算の上、記入してください。【計算式参照】
・本来の営業時間（Ｆ）
・短縮した営業時間（Ｈ）
・時短率（Ｉ）
・１日当たりの交付額（１）～（３）及びその小計を合計した申請額

【計算式】
（Ｉ）時短率　（Ｈ）／（Ｆ）　※小数点第３位以下を切り上げ
（１）自己利用部分面積に係る協力金　（Ａ）×200,000円×（Ｉ）
（２）テナント事業者等把握管理に係る追加協力金　（Ｂ）×2,000円×（Ｉ）　※（B)が１０店舗以上の場合に限る。
（３）特定百貨店店舗に係る追加協力金　（Ｃ）×20,000円×（Ｉ）
※上記（１）、（２）、（３）は１円未満切り捨て